

令和5年11月10日

小笠原村長 渋谷 正昭 様

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会
会長 堀越 和夫



犬の繁殖を防止するための措置等について（答申）

本審議会は、令和4年2月10日付け3小笠原環第596号の諮問に応じ、小笠原村動物の適正な飼養及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の趣旨に基づいて犬の繁殖を防止するための措置等に関し、この2年間に渡って多方面から審議した。

審議にあたっては、近年の小笠原村での登録情報等に基づく犬の詳細な飼養状況と飼い主の意向調査、既存の各種関連法令等とそれらの村内での運用状況及び世界自然遺産登録地における野生動物への脅威等に着目し総合的に分析した。また、条例における「人とペットと野生動物の共存を実現する」という目的から逸脱する過度な規制を行わないように留意した。

審議した結果に基づき、犬の適正な飼養及び管理を推進するに必要とされる事項について下記のとおり答申する。

記

答申する条例に定める規定は、国内において初の事例となる項目も含まれるため、条例を運用しながら規定の点検及び見直しを5年程度の間隔で定期的に行うことが望ましい。

ただし、飼養状況から自然環境や社会環境へ悪影響を与えるような懸念が生じた場合には、速やかに規定の見直しを検討すべきである。

1 個体を識別するための措置について

マイクロチップを装着することで飼い主を明確にし、飼い主の飼養責任に対する意識を高めるとともに、災害時等の逸走時には飼い主の元に戻る可能性が高くなる。

このことから、犬に関しても猫と同様に、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の2第1項に規定するマイクロチップの装着を義務化すべきである。

2 繁殖を防止するための措置等について

捕食動物である犬の逸走及び野犬化による群れの形成は、希少野生動物に対して危害を与える可能性が高い。こうした潜在的なリスクを避けるためには、繁殖を防止するための措置が有効である。しかしながら、小笠原村内でこれまで多頭飼育崩壊は生じておらず、現状の飼育状況が継続されていくのであれば、そのリスクは極めて低いと考えられる。そのため、

現段階において、猫のように繁殖を防止するための措置等を犬に対して義務化する必要はないと考える。

しかし、条例第5条において、「飼い主は、飼育個体をみだりに繁殖させてはならず、適正に飼養することが困難とならないよう、又は生態系に係る被害を未然に防止するよう、繁殖を防止するための措置等をとるよう努めなければならない。」と規定されてはいる。そのため、犬の繁殖を適正に管理するための具体的方法については、「犬の適正な飼養と管理のガイドライン（仮称）」の作成や獣医師等への相談窓口を設置すること等により、運用面で対応していくのが適切であると考ええる。

3 飼養上限数について

前述のとおり、犬の逸走等は、希少野生動物に対して危害を与える可能性があるものと考ええる。犬の逸走等は、特に多頭飼育崩壊により適切な管理ができなくなった状況によって引き起こされることが想定されるため、多頭飼育崩壊とそれに伴う逸走を未然に防止する観点から飼い犬の飼養上限数を設定すべきである。

なお、飼い犬の飼養上限数について、条例により規定する事例は国内初とみられるが、小笠原村内の住環境を考慮すれば、猫と同様に、同一世帯又は同一施設内で同時に飼養する場合の上限数は5頭とするのが適当であると考ええる。

なお、犬の適正な飼養及び管理に関する推進については、条例の運用に合わせて、小笠原村で対応すべきと考える事項を以下にまとめた。

1 条例による犬の適正な飼養及び管理の普及啓発について

犬の飼い主はもとより、村民、観光や仕事での来島者等、期間を問わず島内で生活を営むすべての方（以下「飼い主等」という。）に対して、条例の目的及び趣旨を丁寧に普及啓発することが重要と考える。

2 犬の適正な飼養及び管理に関するガイドライン（仮称）の作成

小笠原村の飼養状況を熟知した専門家等の助言を得ながら、避妊去勢手術の有用性、小笠原村の飼養環境にあわせた犬種の選定や適切な飼養方法をまとめたガイドラインを作成し、飼い主等に広く周知することが必要と考える。

3 新規飼養時及び繁殖希望時の獣医師への事前相談について

「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」（以下、「小笠原動物協議会」という。）と連携し、新たに犬を飼養する場合や繁殖を希望する場合には、上記の小笠原村が制定するガイドラインに基づき、適切な飼養方法、繁殖した場合の対応、新規飼養対象が保護犬である場合の対応等を小笠原動物協議会の獣医師等に事前に相談し、助言を受けることができる環境づくりを推進するべきであると考ええる。

4 避妊去勢手術費用等の助成等について

避妊去勢を推進するため、島内外での手術費用等の助成等を実施できると良いと考える。

5 犬の飼い方指導の強化について

現在、小笠原村内において専門のドッグトレーナーによる指導体制はない。小笠原動物協議会、公益社団法人東京都獣医師会、東京都動物愛護センター及び関係行政機関等と連携し、ドッグトレーナーによる飼い方教室を開催するなど、飼い主の意識向上、飼い主と犬の良好な関係性の構築を促すべきである。

6 犬の逸走時等の連絡窓口・保護体制の強化

逸走時において迅速に初動対応を行い、早期保護を可能とするため、ホットライン等の連絡体制の整備と、飼い主の会及び関係行政機関等と連携した保護体制の強化を早急に図るべきである。

7 ドッグラン等の整備

小笠原村内において、既存法令等によりリードなしでの散歩が禁止されており、犬が走り回れるような公有地はない。小笠原の住環境を考慮すると、動物愛護の観点からも犬を運動させる機会や場の創出が望ましいと考える。ドッグラン等を整備することにより、飼い主同士が交流する場を創り、ドッグトレーニングや飼い方の情報共有が推進されることが期待される。

以上